

指定等基準その他に関する今後の検討事項について

平成30年11月19日（月）



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

指定等基準の今後の検討の進め方について

- 指定基準、解除基準の検討に当たっては、各国の競争評価等の考え方（資料4）も踏まえると、競争的な電力・ガス市場研究会中間論点整理において提案されている「解除基準」を基礎として、必要に応じて、その具体化等を議論していくことでよい。

中間論点整理における経過措置料金の解除基準（概要）

検討項目(全ての項目を総合的に検討)		内容
消費者等の状況		◆ 電気のスイッチングについて、消費者等がどの程度の関心を持つか。将来的にどのように推移するか。 ○現在の消費者の関心（認識可能な事業者数） ○現在の消費者の満足度（スイッチング実施・非実施の理由） ○スイッチング率（事業者内、事業者間） ○スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性 ○その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無
十分な競争圧力の存在	低圧部門の市場構造	◆ 旧一般電気事業者の低圧部門の料金値上げに対する競争圧力が十分に存在する蓋然性があるか。 （B、Cは必須事項。A、Dは付加的事項） A 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響 （シェアやブランド等によって非常に有力であるため競争圧力が機能しない可能性の有無） B 有力※1で独立した競争者が複数存在すること※2、3 ※1 例えば、各供給地域を主たる事業拠点として低圧事業を行う小売事業者について、当該供給地域の低圧市場におけるシェアが5%を上回っているなど、当該地域において継続的に事業を行いうる事業能力 ※2 供給区域内における状況のばらつきにも配慮する必要がある。 ※3 例外的な場合を除き、競争者は現に複数存在する又は近い将来に存在する見通しが具体的に存在することが基本となる。 C 当該地域において競争者が利用可能な十分な供給余力が存在すること D その他（都市ガス事業又はLPガス事業からの競争圧力の程度等）
	低圧部門の市場行動	◆ 市場構造を踏まえ、実際に、競争圧力が顕在化しているか。 ○新規参入者の参入状況および退出状況 ○競争者を含め、自由料金の動向・協調行動の有無
競争の持続的確保	競争基盤の構築状況	◆ スwitchングを促進する上での競争基盤は十分に構築されているか。 ○スマートメーターの普及度合（対低圧契約口数比） ○スイッチングの容易性(手続、期間) 等
	競争的環境の持続性	◆ 競争的環境は継続的に確保されるか。 ○電源アクセスに関するイコールフットINGが確保されていれば、特段の事情がない限り、競争圧力の持続性は継続する可能性がある。 ○そうでなければ、市場支配的事業者等による内部補助等による競争歪曲の懸念を解消するために必要な措置を検討する必要。

※ 客観的な判断に資するため、経済モデルを参考とする。また、検討に当たっては、消費者等の理解を得るための取組が重要。

指定等基準の今後の検討の進め方について②

- 経過措置料金制度やその今後の在り方に関する議論が行われていること自体について、消費者をはじめとする需要家の認知度の重要性について指摘があった。
- また、指定又は解除の在り方について、地域ごとの競争状況の違い等を踏まえつつ、広く消費者等の需要家からご意見を伺うべきであるとのご意見があったことを踏まえて、今後、事務局において、各地域においても、各地域の消費者団体等のサポートをいただき、できるだけオープンな形で、需要家の方々との意見交換等を丁寧に行い、本専門会合における議論に反映していく必要があるのではないか。

今後の検討事項について

- これまでの本専門会合におけるご指摘（資料3）を踏まえると、今後、検討を深める必要がある事項として、次の項目が考えられるのではないかと。他に検討すべき事項として、どのような事項が考えられるか。

<消費者等の状況>

- 解除する際の消費者等に対する説明・周知の在り方、消費者の関心・認識等を踏まえた判断の在り方。
- 消費者等の選択環境の整備、分かりやすい情報提供。

<現在の競争圧力>

- 市場支配力を持つ事業者が既に存在すること、新電力でも競争基盤が多様であることを踏まえた「有力で独立した複数の競争者」の定義。
- 卸市場の状況や競争者が利用可能な供給余力の状況
- 寡占的協調の防止等

<競争の持続性・事後監視>

- 電源アクセスに関する環境整備。特に、旧一般電気事業者（発電部門）が保有する電源に関して、旧一般電気事業者（小売部門）と新規参入者が同様の経済的条件で卸供給を受けることが可能な競争環境の在り方（発電部門における市場支配力を小売部門における地位の維持のために利用することの防止）。
- 経過措置規制が解除された後における市場支配力の不当な行使の防止（不当な値上げに対する事後監視の在り方）。
- 卸市場の状況や競争者が利用可能な供給余力の状況（再掲）

<その他>

- 福祉的視点、省エネ促進の視点から、3段階料金メニューの評価(代替策の必要性等)
- 競争を促進していくための課題の整理